

全国公立学校教頭会顧問会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、全国公立学校教頭会会則第20条の規定に基づき、顧問会の設置に関し必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 本会は、全国公立学校教頭会顧問会という。

(目 的)

第3条 本会は、全国公立学校教頭会の組織と活動の安定、継続性をサポートする。

(会 員)

第4条 本会の会員は、全国公立学校教頭会の役員および専門部員の中で、本人が希望した者とする。但し会員の資格は在職中とする。

(会 議)

第5条 本会は、年1回代表者会議を持つ。また、必要に応じて全国公立学校教頭会の会長が招集する。なお構成員は、顧問会役員並びに各ブロック代表顧問及び全国公立学校教頭会の会長、副会長とする。

(内 容)

第6条 本会は、主に次の活動を行う。

- (1) 全国公立学校教頭会の発展及び副校長・教頭職のよき理解者・助言者として寄与する。
- (2) 全国公立学校教頭会研究大会等の助言者団を構成する。
- (3) その他、全国公立学校教頭会の会長より要請のあった事項について協力する。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名 会長代理 1名 幹事長 1名 幹 事 若干名

(ブロック代表)

第8条 本会に、ブロック代表顧問をおく。

(役員等の選出)

第9条 本会の会長・会長代理・幹事長・幹事・ブロック代表顧問は、顧問会代表者会議において選出する。

(役員等の任務)

第10条 本会の役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総括する。
- (2) 会長代理は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は本会の業務を処理する。
- (4) 幹事は幹事長を補佐する。
- (5) ブロック代表顧問は、ブロック内顧問会会員の連絡調整を図る。

(事務局)

第11条 本会は事務局を、全国公立学校教頭会事務局におく。

(附 則)

この規程は平成24年9月7日より適用する。

平成24年9月7日一部改正

平成27年6月5日一部改正

平成28年9月2日一部改正

令和6年10月18日一部改正

令和7年9月5日一部改正